主

原判決を破棄する。

被告人を懲役3年に処する。

原審における未決勾留日数中90日をその刑に算入する。 この裁判確定の日から4年間その刑の執行を猶予する。

理由

本件控訴の趣意は、検察官岩橋・明作成の控訴趣意書に記載されたとおりであるから、これを引用する。

論旨は、要するに、(1)被告人らは、被害者が所持していたかばん及び携帯電話の 占有を奪取し、これを被害者に返還することなく保持した上、占有奪取から約1時間後に河川に投棄したものであるところ、被告人らの行為が公訴事実第2の本位的訴因である窃盗に当たらないとしても、単なる占有奪取だけでなく、これを含む投 棄行為までの一連の行為が器物損壊罪の実行行為たる毀棄・隠匿行為に該当すると いうべきであって、そのうちの最重要部分ともいうべき投棄行為を器物損壊とした 予備的訴因の事実は十分に認められるものであったにもかかわらず、かばん等の占有奪取行為が直ちに器物損壊罪を構成し、かつ既遂に至っているとする一方、予備 的訴因の投棄行為については、既遂後の不可罰的事後行為であるとして無罪の言渡 しをした原判決には法令の解釈適用の誤り及び訴訟手続の法令違反がある。(2)仮 実体法上、被告人らの占有奪取行為によって器物損壊罪の既遂になるとする解 釈に立つとしても、訴訟法上では、検察官が立証上の観点から、その後の投棄行為 が器物損壊罪に当たるとして処罰を求めることは、訴因制度における検察官の合理 的な裁量の範囲内にあり、予備的訴因を不可罰的事後行為として無罪とした原判決 には訴訟手続の法令違反がある。(3)また、原判決の解釈では、窃盗罪の成立要件の うち不法領得の意思のみを欠いたことによって器物損壊罪が成立することになるか ら、本位的訴因である窃盗の訴因をいわゆる縮小認定することにより、器物損壊罪 の事実を認定して有罪判決をすべきであるのに、かかる認定をしなかったことも訴 訟手続の法令違反である。(4)さらに、本件審理経過にかんがみると、かばん等の占 有奪取行為により器物損壊罪が既遂になるとの原審の判断を前提にすると、予備的 訴因を変更すれば直ちに器物損壊罪の成立が認められて有罪となり、かつ、そうす ることによって被告人の防御に何らの支障もないのに、原審が、検察官に対し、 因変更の勧告、すくなくとも予備的訴因を維持するかどうかの求釈明、あるいはそ の示唆をしなかったことは明らかに審理不尽であり、訴訟手続の法令違反というべ きである。そして、これらの法令の解釈適用の誤りないし訴訟手続の法令違反は判 決に影響を及ぼすことが明らかである、というのである。

そこで、所論にかんがみ、記録を調査し、当審における事実取調べの結果をもあ わせて検討する。

## 1 原判決の判断

原判決は、公訴事実第1の監禁致傷、強姦致傷の事実につき、ほぼ公訴事実どお りの事実を認定して有罪としたが、公訴事実第2の本位的訴因である「被告人は、 Cと共謀の上、平成11年9月18日午前零時30分ころ、兵庫県西宮市ab丁目 地先『A』資材置場において、B所有又は管理に係る現金1万3000円及び携帯 電話等18点(物品時価合計1万2800円相当)を窃取した」との窃盗事実につ いては、被告人らがBの現金や携帯電話等を奪うに至った経緯及びその後の処分状 況についての事実関係を認定した上、この事実関係によれば、A資材置き場におい Bからのかばんの返還請求を拒絶し、更に携帯電話を取り上げた時点で、 物品についてBの占有を排除し占有を取得していると認めることができるけれど も、なお被告人らに不法領得の意思を認めることはできないから、被告人らのかば ん等の占有奪取行為は窃盗罪を構成するものではないとして無罪を言い渡した。予 備的訴因である「被告人は、Cと共謀の上、同日午前1時30分ころ、同市c町所 在のd橋上において、前記B所有又は管理に係る現金1万3000円及び携帯電話 等18点(物品時価合計1万2800円相当)をe川に投棄して毀棄した。」との器物損壊の事実については、かばんの中に入っていると予想される携帯電話や、Bが別に所持していた携帯電話を使用させないことが、被告人らの目的の1つであっ たこと、Bは当時、助けを呼ぶために正に携帯電話を必要とする状況にあったにも かかわらず,被告人らの占有奪取行為により携帯電話を使用することを妨げられる 結果となったことが認められるところ,器物損壊罪にいう毀棄は,必ずしも財物を 有形的に毀損することを要せず、隠匿その他の方法によって財物を利用することができない状態におくことをもって足り、その利用を妨げた期間が一時的であると永 続的であると、また、犯人に後に返還する意思があったと否とを問わないものと解されるから、被告人らの占有奪取行為は器物損壊罪を構成し、かつ既遂に至っているものというべきである。そうであれば、かばん等が返還されるなどしてBが携帯電話を使用できない状態が解消されたような事情が認められない本件においては、被告人らが占有取得後に川にかばん等を投棄した行為は、先行する占有奪取行為と別個の法益を侵害しているとはいえないから、器物損壊罪の不可罰的事後行為に当たるというべきであるとして、無罪を言い渡した。

まず、被告人らが本件物品を奪うに至った経緯等の事実関係について、原判決の 認定説示は相当である。以下、この事実を前提に考察する。

本位的訴因である窃盗の成否については、関係証拠上、被告人らがBからかばん や携帯電話を取り上げた意図は、Bが携帯電話を使用して助けを呼ぶのを封ずるこ とや、これらを取り上げることによりBに心理的圧力を与え、姦淫に応じさせる手 段とすることにあったと認められ、被告人ら自身が、かばんや携帯電話それ自体の 価値を獲得したり、用法に従って使用したりする意思があったとはいえないから、 原判決が、被告人らに不法領得の意思を認めるには十分でないとして窃盗罪の成立 を認めなかった判断に誤りはない。

次に、器物損壊罪の成否について検討する。

これを本件についてみると、関係証拠によれば、【要旨】被告人らががばんをれていた携帯電話を取り上げた事実は認められていた携帯電話を取り上げた事実は認めると、著者に返さず、では、両者は同じ車内のでは、一番を主要では、一番を主要では、一番を主要では、一番を主要では、一番を主要では、一番を主要では、一番を主要では、一番を主要を表している。これを表している。これを表している。これを表している。これを表している。これを表している。これを表している。これが、一番を表している。これが、一番を表している。

したがって、かばん及び携帯電話を取り上げた行為が器物損壊罪を構成し、かつ、これをもって器物損壊罪が既遂に至り、その後の川への投棄行為については不可罰的事後行為に当たるとして、この点について無罪の言渡しをした原判決には法令の解釈適用に誤りがあり、これが判決に影響を及ぼすことは明らかであるから、その余の論旨について判断をするまでもなく、原判決は破棄を免れない。論旨は理

由がある。

よって、刑訴法397条1項、380条により原判決を破棄し、なお同法400 条ただし書に従い自判することとする。

(罪となるべき事実)

第1 原判決の罪となるべき事実のとおり

第2 被告人は、Cと共謀の上、平成11年9月18日午前1時30分ころ、兵庫県西宮市c町所在のd橋において、B所有又は管理に係る現金1万3000円及び携帯電話等18点(物品時価合計1万2800円相当)をe川に投棄して毀棄した。

(証拠の標目) 省略

(法令の適用)

(裁判長裁判官 河上元康 裁判官 飯渕 進 裁判官 水野智幸)